

JCSS標章付校正証明書の有効性について

JCSSとは

計量法第8章の規定により、計量のトレーサビリティ確保のため設立された制度です。計量器を校正する事業所の技術能力やトレーサビリティが、校正機関認定の国際規格である ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) の基準を満たしていることを、認定機関である独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター(略称IAJapan)が審査・認定する仕組みです。

TPR大阪精密機械(株) 歯車測定センター(略称 GMC) はJCSS校正事業者です。

JCSS標章付校正証明書とは

GMCの発行するJCSS標章付校正証明書は、その校正結果が国家計量標準へとつながっていることを、公に証明しているものです。

JCSS標章付校正証明書があれば、さらに上位の国際又は国家計量標準へとトレーサビリティをさかのぼって調べる必要はありません。

特に自動車関係の IATF 16949 認証の試験所要求事項においては、外部校正機関の要件としてISO/IEC 17025 に適合していることが推奨されています。

また、校正の不確かさが明記されていますので、校正結果の信頼性が一目でわかります。

認定シンボルマークの無い校正証明書は、技術能力の確保や、トレーサビリティの確保に必要な不確かさの推定がされていない自己宣言による校正証明書であり、必ずしもトレーサビリティを保証するものではありません。

国際MRA 対応認定事業者とは

GMCはJCSS校正事業者の中でも国際MRA対応認定事業者です。

IAJapanは国際試験所認定協力機構並びにアジア太平洋認定協力機構で相互承認を行っているので、GMCの発行するJCSS認定シンボル付校正証明書は米国(NVLAP,A2LA)、英国(UKAS)、ドイツ(DAKKS)、オーストラリア(NATA)などが認定した海外の校正機関の発行する校正証明書と同等です。

従って、GMCの発行するJCSS認定シンボル付校正証明書は海外においても有効であり、校正証明書に記載されている内容(校正結果、不確かさ等)も有効であります。



JCSS
JCSS 0190

当社歯車測定センターは、認定基準として ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)を用い、認定スキームを ISO/IEC 17011 に従って運営されている JCSS の下で認定されています。JCSS を運営している認定機関(IAJapan)は、アジア太平洋認定協力機構(APAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認に署名しています。当社歯車測定センター(GMC)は、国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者です。JCSS 0190 は当社歯車測定センターの認定番号です。